

墨田区物品等業者指名基準

平成 7 年 3 月 2 4 日

6 墨総契第 4 3 9 号

改正 令和 7 年 1 1 月 2 1 日 7 墨総契第 6 0 0 号

(目的)

第 1 条 この基準は、墨田区が発注する物品の売買及び借上げ、請負、委託その他の契約に係る指名競争入札及び見積競争（以下「入札等」という。）に参加させる者の指名（以下「指名」という。）について必要な事項を定め、入札等の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(方針)

第 2 条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、区内業者の指名に配慮する。

2 前項に定めるもののほか、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合の指名に配慮する。

(指名方法)

第 3 条 指名は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

経営及び信用の状況

不誠実な行為の有無

登録業種

履行能力

指名回数

その他特別な事情

(指名業者数)

第 4 条 指名業者数は、次に掲げるとおりとする。

物品の売買

予定価格	指名業者数
1 , 0 0 0 万円以上	6 社以上
3 0 0 万円以上 1 , 0 0 0 万円未満	5 社以上
1 5 0 万円以上 3 0 0 万円未満	4 社以上
1 5 0 万円未満	2 社以上

借上げ、請負、委託その他の契約

予定価格	指名業者数
2 , 0 0 0 万円以上	7 社以上
1 , 0 0 0 万円以上 2 , 0 0 0 万円未満	6 社以上

300万円以上1,000万円未満	5社以上
80万円以上300万円未満	4社以上
80万円未満	2社以上

（特例）

第5条 工事関連業務の請負、委託契約に係る指名については、本基準の規定にかかわらず、墨田区工事請負業者指名基準（昭和50年4月2日墨総財発第58号）の規定を適用する。

2 仕様が特殊である等特別な事情がある契約に係る指名については、この要綱の規定を適用しないことができる。

付 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

2 この基準による改正後の第4条の規定は、令和8年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。